

第2章 本市における市民活動の現状

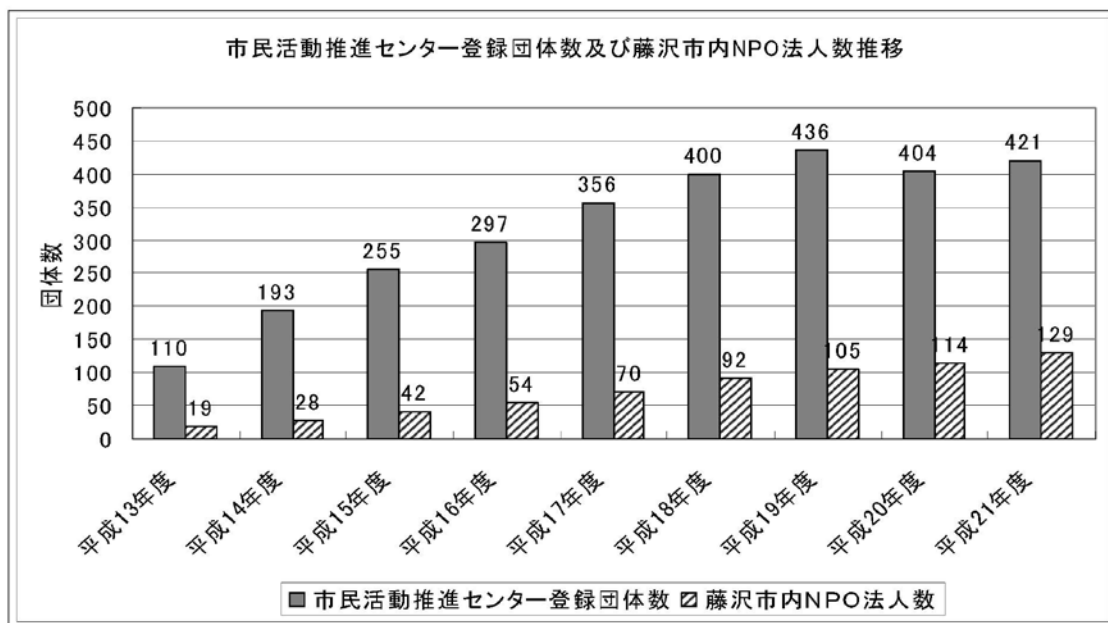
第1節 本市における市民活動の推進に関する取り組み状況

本市における市民活動の推進の取り組みは、2000年（平成12年）9月から藤沢市市民活動推進検討委員会において行われ、翌年3月に本市の市民活動の指針となる報告書「藤沢市の市民活動の推進を目指して」が市に提出されました。さらに2001年（平成13年）4月には（仮称）藤沢市市民活動サポートセンター開設委員会が発足し、藤沢市市民活動推進センターの運営及び藤沢市市民活動推進条例の内容について検討を進め、同年10月1日に藤沢市市民活動推進条例を施行、同年12月15日には公益的市民活動の拠点施設として藤沢市市民活動推進センターを開設しました。

市民活動推進センターについては、2005年（平成17年）4月1日から、指定管理者制度が導入され、現在は、2008年（平成20年）4月1日から5年間、指定管理者であるNPO法人が管理運営を行っています。

この指定管理者は、施設の維持管理・使用許可、市民活動に関する情報の収集及び提供、市民活動に関する学習の機会及び市民活動を行うものの相互交流の機会の提供、市民活動に関する相談受付、市民活動に関する人材の育成及び交流の推進、市民活動に関する調査及び研究を行っています。市民活動推進センターにおける平成21年度の年間延利用者数は34,708人で、1日利用平均人数は113人になっています。市民活動推進センターにおける市民活動団体の平成21年度末登録団体数は421団体となっており、平成13年の開設当初に比べて4倍近くに増加しています。

また、藤沢市内に拠点を置くNPO法人の数も年々増加しており、平成21年度末では129法人が認証を受けています。



※藤沢市内NPO法人数は、藤沢市内に主たる事務所を置く法人数となります。

また、2005年（平成17年）9月には、平成18年度から平成22年度までの5カ年にわたる当初の藤沢市市民活動推進計画を策定し、この計画をもとに施策を展開しました。

当初の計画の初年度となる平成18年度からは、市民活動団体への財政的な支援として、公益的市民活動助成事業を実施し、市民を対象とした公益的な市民活動の事業に対して、初期コースと発展コースの二段階に分けて、助成を行っています。これまで、初期コースについては延べ16団体、発展コースについては延べ33団体に助成を行っています。

また、同年度から、市民活動団体と市がお互いに事業を提案し、協働で行う「相互提案型協働モデル事業」を実施しています。この事業は、地域社会の課題を市民の視点や発想から解決し、市民生活の向上につなげていくことを目指すものです。平成22年度までに実施した事業数は、市提案協働事業（原則3年実施）が12事業、市民活動団体提案協働事業（1年実施）が8事業を実施しています。

【本市の市民活動の推進に関する取り組み経過】

年月	本市の取り組み	国及び神奈川県での取り組み
1996年4月 (平成8年)		(県)かながわ県民活動サポートセンター開設
1998年3月 (平成10年)		(県)かながわボランティア活動推進基金21設置
2000年9月 (平成12年)	藤沢市市民活動推進検討委員会設置	(国)特定非営利活動促進法施行
2001年4月 (平成13年)	藤沢市市民活動サポートセンター開設委員会	
10月	藤沢市市民活動推進条例施行	
12月	藤沢市市民活動推進センター開設	
2002年4月 (平成14年)	藤沢市市民活動推進委員会設置	
2004年10月 (平成16年)		(県)NPO・ボランティア相談ネットワークかながわ開設
2005年9月 (平成17年)	藤沢市市民活動推進計画策定	
2006年4月 (平成18年)	公益的市民活動助成事業開始 相互提案型協働モデル事業開始 市民活動コーナー開始	
2007年4月 (平成19年)		(県)かながわコミュニティカレッジ開設
2008年12月 (平成20年)		(国)公益法人改革関連三法施行
2009年12月 (平成21年)	公益的市民活動助成事業一部改正 (発展サポート制度導入)	
2010年1月 (平成22年)		(国)「新しい公共」円卓会議設置
4月	相互提案型協働モデル事業から 市民活動団体提案協働事業に変更	(県)ボランティア団体と県との協働の推進に関する 条例施行
6月	公民連携事業化提案制度開始	(国)「新しい公共」宣言

第2節 本市の市民活動推進施策の現状と課題

平成18年度からの市民活動推進計画では、4分野について諸課題をまとめ、課題ごとに基本的な指針と施策を定め、市民活動の推進に取り組んできました。

その取り組み状況を検証しながら導き出された課題についてまとめています。

指針1 活動の場の確保について

【基本的な施策及び具体的な取り組み】

- (1) 既存の公共施設の利用促進について
 - ①公共施設の予約システムの導入
 - ②公益的市民活動助成対象事業の市民センター利用
 - ③市民の家の広報掲載
 - ④学校（特別教室）の開放
- (2) 民間の活用できる場の確保について
 - ①商店街空き店舗活用事業支援補助金の活用
 - ②日本生命相互会社ライフプラザ湘南セミナールームの利用
- (3) 市民活動推進センターの機能の拡充と利用促進について
 - ①交流スペースや多目的スペースの設置
 - ②作業スペースに印刷機・コピー機・紙折り機・裁断機を設置
 - ③ロッカー（大）24、（小）72、レターケース150設置
 - ④インターネット上から会議室の空き情報が閲覧可能
 - ⑤講座等の開催や交流機会の提供
- (4) 活動の場の利用における市民理解の向上に向けた取り組みについて
 - ①協働事業の広報特集（市民の理解向上）
 - ②協働事業に係る職員向け講演会実施

【課題等】

(1) 公共施設の有効活用や利用制限の緩和に向けた検討

- ①利用率の低い公共施設の活用
- ②市民活動における公共施設の利用制限の緩和

→市民活動推進センター以外の公共施設を利用している市民活動団体：25.9%

(2010年8月藤沢市市民活動推進センター「市民活動団体の活動状況調査」アンケート結果
(以下、推進センターアンケート結果)より)

(2) 活動の場の確保に対する支援の検討

- ①市民活動を行う場所の情報収集機能の充実

→事務所や専用スペースを持たない市民活動団体：74.4% (推進センターアンケート結果より)

(3) 市民活動拠点施設の拡充に向けた検討

- ①市民活動推進センターの利用状況や登録団体の活動状況の把握

→活動や打ち合わせに市民活動推進センターを一番多く使用する市民活動団体：41.0%
(推進センターアンケート結果より)

指針2 情報の収集と提供について

【基本的な施策及び具体的な取り組み】

(1) 行政の「情報窓口」の設置について

- ①市民活動推進センター主催事業の広報紙掲載（民間助成説明会等）
- ②公益的市民活動助成事業や相互提案型協働モデル事業の公開プレゼンテーションなどの周知
- ③市民活動推進センターホームページ上で市民活動団体の情報収集と発信する場の提供
- ④国・県・市等の施策の情報提供
- ⑤助成関連情報を市民活動推進センター「情報クリップ」で周知

(2) 情報流通のネットワーク化の検討について

- ①相互リンク・メーリングリストの活用
- ②地域活性化包括協定に基づく助成事業等のチラシ配布

(3) 庁内情報発信体制の確立について

- ①市の補助金要綱等を市ホームページに掲載（助成金の内容等の公表の推進）

(4) 市民活動情報コーナーの設置について

- ①16カ所（市民センター・公民館、片瀬しおさいセンター、済美館、市庁舎本館）に設置

(5) 市民活動団体の実態調査について

- ①平成19年度 市民活動団体支援機能の向上に向けての基礎調査
- ②平成20年度 高校生のボランティア体験意識調査
- ③平成21年度 市民活動団体におけるホームページ等利用状況及び内容に関する調査
- ④平成22年度 市民活動団体の活動状況調査

(6) ふじさわポータルサイト・市民電子会議室・みんなで育てるふじさわ電縁マップの活用について

①えのしま・ふじさわポータルサイトの開設

(7) 市民活動推進センターの情報発信機能等の拡充

①「ニューズレター」の発行（月1回）

②「情報クリップ」の発行（月1回）

③ホームページのリニューアル（2008年6月、2010年4月）

④メールマガジンの発信（年25回）

⑤市民活動データベースの作成

⑥情報ラック、掲示板による情報提供

【課題等】

(1) 市民活動に必要な情報の集約と提供の体制整備づくり

①市民活動に必要な情報の集約と提供の体制の充実

→必要な情報を入手するために、市民活動推進センターを利用する市民活動団体：45.1%、インターネットを利用する市民活動団体：42.1%（推進センターアンケート結果より）

(2) 市民活動団体等の情報発信の検討

①市民活動に対する認知度の向上

→市民活動に関心がある市民：69.7%、NPOがどんなサービスや事業を行っているか知らないため、サービス等の利用を希望しない市民：40.0%

（平成20年度市政モニターアンケート結果より）

→NPO活動やボランティア活動への参加経験がある市民：26.7%

（2010年8月「藤沢の選択・1日討論」事前アンケート結果より）

指針3 財政的な支援について

【基本的な施策及び具体的な取り組み】

(1) 助成制度の創設

①公益的市民活動助成事業を実施

(2) 自主財源を確保するための側面支援策について

①「情報クリップ」に民間助成情報の掲載

②タウン誌への市民活動団体の周知宣伝活動

(3) 既存の助成制度の周知・活用について

①市の補助金要綱等を市ホームページに掲載（助成金の内容等の公表の推進）

【課題等】

(1) 公益的市民活動に対する助成制度の実施

①公益的市民活動助成事業における助成額等の検証及び市民活動団体に対するフォロー体制整備が必要

→公益的市民活動助成事業について、知らない市民活動団体：44.7%、知っているが応募したことはない市民活動団体：43.6%（推進センターアンケート結果より）

(2) 他の助成制度の周知と活用等の支援の検討

①他の市民活動に対する助成制度に関する情報提供の充実

→行政以外の助成制度に応募した経験がある市民活動団体：28.2%

（推進センターアンケート結果より）

②助成申請等に対する支援

→助成金の応募にあたって、内容の相談やアドバイスを必要とする市民活動団体：41.7%

（推進センターアンケート結果より）

指針4 協働事業について

【基本的な施策及び具体的な取り組み】

(1) 相互提案型協働モデル事業の創設

①相互提案型協働モデル事業を実施

(2) 協働事業推進会議の設置

①協働事業を推進する庁内組織として、協働事業推進会議を設置

【課題等】

(1) 市民活動団体提案協働事業の実施

①市民活動団体提案協働事業の継続実施と市民活動団体に対するフォロー体制整備が必要

→他団体と連携して事業を行う際に、相談やアドバイスを必要とする市民活動団体：64.3%

（推進センターアンケート結果より）

(2) 協働事業の推進を図るための検討

①協働事業の捉え方に市民活動団体と行政との間に相違

→市民活動団体提案協働事業について、知らない市民活動団体：61.3%、知っているが応募したことはない市民活動団体：32.7%（推進センターアンケート結果より）

(3) 多様な主体との協働の推進

①市民活動団体と行政との協働に加えて、地域、民間企業及び大学等の多様な主体との連携を推進することが必要

→他団体とのつながりの必要性を感じる市民活動団体：74.8%、他団体と連携して事業を行った経験がある市民活動団体：63.5%（推進センターアンケート結果より）